

トキワ法律事務所

報酬規程

(令和7年8月1日現在)

トキワ法律事務所 弁護士谷口 和大

〒 604-8181 京都市中京区間之町通御池下ル綿屋町 520-1 京ビル 2 号館 7 階

TEL 075-241-3108 / FAX 075-241-3109 / URL <http://tokiwa-law.org/>

1 法律相談（相談料） 30分 6,000円（延長は3,000円／15分）

2 書面鑑定（鑑定料） 事案簡易なもの 30,000円～100,000円
事案複雑なもの 100,000円～500,000円

3 民事紛争事件（着手金＋報酬金）

(1) 着手金

ア 個別型

※1 個別の手続毎に、別途着手金を算出し、これを積み上げる方式

(ア) 本案事件（訴訟、調停、審判、非訟、行政、仲裁、支払督促、示談交渉等）

経済的利益	事案簡易	標準	事案特殊・複雑
～125万円	7万円	10万円	12万円
125万円～ 300万円	6%	8%	10%
300万円～3,000万円	4%+6万円	5%+9万円	6%+12万円
3,000万円～ 3億円	2.5%+51万円	3%+69万円	3.5%+87万円
3億円～	1.5% + 351万円	2%+369万円	2.5%+387万円

※1 一審級限りを原則とし、控訴・上告・異議・抗告等不服申立事件は、別事件とする。

※2 乙号審判事件にかかる調停事件と審判事件は、一個の事件とみなす。

※3 調停事件が不調に終わった後、訴訟事件を受任する場合は、その訴訟事件の着手金は、上記の2分の1とする。

※4 経済的利益は、別紙経済的利益基準表に準拠するものとする。

(イ) 保全事件

本案事件の1/2を標準額とする。

但し、最低額を5万円（事案簡易）、10万円（標準）、12万円（事案特殊・複雑）とする。

※1 本案事件を受任している場合には、更に、標準額の1/2とする。

但し、最低額は、3万円（事案簡易）、6万円（標準）、8万円（事案特殊・複雑）とする。

(ウ) 執行事件

本案事件の1/4を標準額とする。

但し、最低額を5万円とする。

※1 本案事件を受任している場合には、更に、標準額の1/2とする。

但し、最低額は、3万円とする。

(イ) 倒産事件（破産、民事再生、会社更生、会社整理、特別清算、任意整理）

経済的利益(負債総額)	非事業者		事業者・法人	
	破産・任意整理	民事再生	破産	その他
～3,000万円	30万円	40万円	50万円	100万円
3,000万円～ 3億円	1%	2%	3%	4%
3億円～	0.5%+150万円	1%+300万円	1.5%+450万円	2%+600万円

※1 小規模個人再生は、非事業者の民事再生事件とみなす。

※2 非事業者の小口金融の任意整理事件場合は、別紙の特則によるものとする。

(オ) 契約締結交渉

本案事件の1/4を標準とする。

但し、最低額を5万円とする。

イ 包括型

※1 手続の選択及び数にかかわらず、一定の金額を着手金とする方式。

経済的利益	事案簡易	標準	事案特殊・複雑
～125万円	10万円	12万円	15万円
125万円～ 300万円	8%	10%	12%
300万円～3,000万円	5%+9万円	6%+12万円	7%+15万円
3,000万円～ 3億円	3%+69万円	3.5%+87万円	4%+105万円
3億円～	2%+369万円	2.5%+387万円	3%+405万円

(2) 報酬金

ア 一般事件（非倒産事件）

経済的利益	事案簡易	標準	事案特殊・複雑
～ 300万円	12%	16%	20%
300万円～3,000万円	8%+6万円	10%+18万円	12%+24万円
3,000万円～ 3億円	5%+102万円	6%+138万円	7%+174万円
3億円～	3% + 702万円	4%+738万円	5%+774万円

イ 倒産事件

経済的利益(免責額)	非事業者		事業者・法人	
	破産・任意整理	民事再生	破産	その他
～3,000万円	2%	3%	—	5%
3,000万円～ 3億円	1%+30万円	2%+30万円	—	4%+30万円
3億円～	0.5%+180万円	1%+330万円	—	2%+630万円

ウ 契約締結交渉事件

一般事件（非倒産事件）の1/4を標準とする。

4 民事非紛争事件（手数料）

(1) 証拠保全 20万円～50万円

※1 本案事件を受任している場合には、標準額の1/2とする。

(2) 即決和解 15万円～50万円

※1 示談交渉を行う場合には、示談交渉事件の着手金及び報酬金に含まれるものとする。

(3) 公示催告 10万円

(4) 倒産事件の債権届出 5万円

(5) 甲類審判事件 10万円～30万円

(6) 交渉窓口の引受 10万円～50万円

※1 不当請求などに対する交渉窓口を代理する。

※2 相手方が反社会的勢力であるなど、特殊な事案については、別途協議して定める。

※3 示談交渉その他本案事件としての処理を要する場合には、別途、本案事件の着手金を要する。

(7) 自賠責請求	給付額の2%
(8) 法律関係調査	簡易 5万円 標準 10万円 複雑・困難 20万円
(9) 契約書類作成	3万円～50万円

※1 事案の大小、難易度、条文数等を勘案して、定める。

(10) 内容証明郵便作成	3万円～ 5万円
---------------	----------

※1 打ち合わせ時間の長短を勘案して、定める。

※2 示談交渉その他本案事件処理を要する場合には、これに包含されるものとする。

(11) 会社法務

ア 会社設立等 (M& A)

資本額もしくは総資産額のうち 高い額又は増減資額	
～1,000万円	4%
1,000万円～2,000万円	3%+10万円
2,000万円～ 1億円	2%+30万円
1億円～ 2億円	1% + 130万円
2億円～ 20億円	0.5% + 230万円
20億円～ 300億円	0.3% + 630万円

イ 株主総会等指導 30万円～50万円

ウ 現物出資等証明 30万円

(12) 登記申請手續	5万円
-------------	-----

(13) 遺言

ア 遺言書作成 10万円～50万円

※1 事案の大小、難易度等を勘案して、定める。

イ 遺言執行

遺産の価額	
～ 300万円	30万円
300万円～3,000万円	2%+24万円
3,000万円～ 3億円	1%+54万円
3億円～	0.5%+204万円

5 刑事・少年事件

(1) 捜査弁護

ア 着手金 20万円～50万円

※ 1 再逮捕の場合には、別事件とする。ただし、事案により減額する。

イ 報酬

不起訴 30万円～50万円

罰金処分、より軽い罪名で起訴された場合 10万円～30万円

(2) 公判弁護

ア 着手金

事案簡明 20万円～50万円

事案複雑 50万円～

※ 1 事案簡明とは、1回で審理を終える場合を想定する。

※ 2 事案複雑とは、否認事件、起訴件数多数、裁判員裁判などが該当する。

イ 報酬

無罪 40万円～

執行猶予 20万円～40万円

求刑からの減刑 10万円～40万円

(3) 控訴審・上告審

ア 着手金 公判弁護に準じる。

※原審から続けて受任する場合は、事案により減額する。

イ 報酬 公判弁護に準じる。

(4) 少年事件

ア 着手金 成人の検査・公判弁護に準じる。

イ 報酬 成人の検査・公判弁護に準じる。

(5) 告訴・告発事件

手数料 10万円～

6 タイムチャージ

- (1) 時間制 1時間10,000円以上
- (2) 月額制 1ヶ月50,000円以上

7 日当（日当）

半日（往復2時間以上4時間以内）	30,000円
1日（往復4時間以上）	50,000円

8 顧問（顧問料）

標準 月額50,000円以上

※1 法律相談、契約書チェック、その他の相談を無料とし、案件処理の費用を原則30%減額する。

簡易 月額30,000円

※1 法律相談、契約書チェック、その他の相談を無料とし、案件処理の費用を原則10%減額する。

【注意】

本報酬基準の表示金額は、消費税を含まない金額であり、現実の支払額は、消費税を加えた金額となります。

経済的利益基準

第1 民事事件（行政事件・非訟事件を含む）

金銭債権	債権総額（利息・損害金を含む）
継続的給付債権	債権総額の70% 但し、期間不定のものは、7年分の額
賃料増減額請求	増減額分の7年分の額
所有権	対象物の時価相当額
占有権	対象物の時価相当額の50% 又は、使用料の7年分
建物所有権	建物時価相当額+敷地時価相当額の30%
建物占有権	建物時価相当額の50%+敷地時価相当額の30% 又は、使用料の7年分
地役権	承役地の時価相当額の50% 又は、対価の7年分
担保権	被担保債権額 又は、担保目的物時価相当額
登記請求	登記の対象となる権利の経済的利益
詐害行為取消請求	取消請求債権額 又は、取消対象法律行為の目的の価額
共有物分割請求	対象となる持分の時価の30%
境界確定	争いのある範囲の土地の時価相当額 但し、金300万円を最低額とする。
その他算定不能	金500万円以上とし、標準額を800万円とする。

第2 家事事件

離婚・夫婦関係調整 財産分与、慰謝料等	夫婦関係調整・離婚事件に関する報酬特則による
遺産分割請求	対象相続分の時価の1/3 但し、財産の範囲及び相続分について争いがある場合は、時価相当額
遺留分侵害額請求	遺留分侵害額請求債権額
遺言無効	無効になることにより取得する財産の時価相当額
その他の家事調停事項	金125万円～800万円

非事業者的小口金融の場合の任意整理事件に関する報酬特則

1 着手金

債権者が2社までの場合は5万円とし、3社目以降は1社あたり2万円とする。

ただし、債権者が20社を超える場合は、別途協議によって定める。

※1 訴訟事件、調停事件等は別事件とする。

※2 任意整理に伴う過払い金返還請求事件については交渉段階では着手金は任意整理の着手金に含まれるものとし、訴訟提起段階での着手金は2万円とする。

2 報酬金

利息制限法による引き直し前の総請求債権額から、任意整理後の総支払額の差額の10%とする。

※1 任意整理に伴う過払い金返還請求事件については訴訟提起を要しなかった場合の報酬金は回収額の18%とし、訴訟提起を要した場合の報酬金は回収額の20%とする。

夫婦関係調整・離婚事件に関する報酬特則

1 調停・審判、訴訟着手金

(1) 基本着手金 100,000円

(2) 類型別加算

夫婦関係調整（慰謝料含む）	100,000円
親権・監護権・面会交流	なし
財産分与	100,000円
年金分割	なし
婚姻費用分担・養育費	50,000円
子の取戻し	100,000円

※1 調停事件と審判事件は、一個の事件とみなす。

※2 一審級限りを原則とし、離婚訴訟・控訴・上告・異議・抗告等不服申立事件は、別事件とする。

※3 調停事件不成立後、離婚訴訟事件を受任する場合、その着手金は、上記の2分の1とする。

2 日当

ア Web、電話会議その他出頭を要しないもの	10,000円
イ 京都家庭裁判所、同園部支部、大津家庭裁判所	15,000円
ウ 京都家庭裁判所福知山支部、大津家庭裁判所高島出張所、同彦根支部、大阪家庭裁判所、神戸家庭裁判所、同尼崎支部、同伊丹支部、奈良家庭裁判所	20,000円
エ その他の家庭裁判所	30,000円

3 報酬金

夫婦関係調整	200,000円
親権・監護権	200,000円
面会交流	100,000円
財産分与（権利者）	給付を受けた額×1/2×報酬料率 但し、財産の範囲及び財産分与割合について争いがあった場合は当該部分に関しては給付を受けた額×報酬料率を加算する
財産分与（義務者）	財産分与対象財産の額×1% 財産の範囲及び財産分与割合について争いがあった場合は当該部分に関して給付を免れた額×報酬料率を加算する
年金分割	なし
婚姻費用分担	婚姻費用の3ヶ月分
養育費	養育費 当面の養育費の4ヶ月分 但し、事件終結時に具体的な発生額が婚姻費用では19ヶ月分、養育費では25ヶ月分に満たないことが確定している場合（離婚が成立した、25ヶ月以内に養育費の終期が訪れる、など）は具体的発生額×16%とする。
子の取戻し	200,000～400,000円
慰謝料その他金銭給付	給付を受けた額（給付を免れた額）×報酬料率

※1 婚姻費用分担・養育費の報酬金の算定にあたって既発生額に対する報酬金は別途発生しない。